3 長薬発第 1164 号
令和 4 年 2 月 10 日

会員　各位

長野県薬剤師会
会長　日野　寛明

【日本薬剤師研修センター】
薬剤師研修・認定電子システム（PECS）における
QR コードの表示開始について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本薬剤師研修センター（以下、研修センター）から、別添の通り同研修センターの薬剤師研修･認定電子システム（以下、PECS）における QR コードの表示を、令和 4 年 2 月 14 日から開始する旨通知がありました。

通知では、自身の QR コードを印刷する前に、薬剤師名簿登録番号、同登録年月日及び氏名等、登録内容に誤りが無いか今一度確認し、誤りがある場合は研修センターに電子メールで報告後、指示に従い修正手続きを行うこととされており、修正されない場合は、PECS 登録の取り消しとともに、それまでに付与された研修受講単位は取り消しになるとのことです。

また、システムの本稼働後（4 月以降）は、この修正措置が有料になるとのことです。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

長野県薬剤師会
担当：医薬品情報室　一志
〒390-0802　松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511　FAX0263-34-0075
E-mail：di@naganokenyaku.or.jp

日薬研発第216号
令和４年２月９日

各都道府県薬剤師研修協議会会長様

公益財団法人日本薬剤師研修センター
理事長　　豊　島　　聰
（捺印省略）

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）における
QRコードの表示開始について

薬剤師研修・認定電子システム（PECS）（以下「PECS」と表記する。）に関しては、種々ご高配賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、PECSに登録した薬剤師のQRコードの表示を、令和４年２月14日から行います。その際、下記の記載事項に留意するよう傘下薬剤師にご周知くださいますようお願いします。

記

１．コードは、PECSに登録した薬剤師固有のものであり、集合研修及び学術集会における受講確認に使用するものです。このQRコードは薬剤師名簿登録番号等と紐付いているため、PECS登録時に薬剤師名簿登録番号等を誤って入力している場合、研修受講単位がPECSに正しく記録・保存されなくなり、後日是正することはできません。したがって、QRコードの印刷前に、各自がPECSに登録した薬剤師名簿登録番号、同登録年月日及び生年月日を今一度確認してください。

２．登録した薬剤師名簿登録番号等が誤っていることに気づいた場合は、速やかに pecs-info@jpec.or.jp 宛てに電子メールでその旨報告してください。当財団では、修正措置に必要な連絡を電子メールで行いますので、それにしたがって修正措置手続きを行ってください。

３．誤って入力されている薬剤師名簿登録番号等の修正措置手続きがとられない場合、PECSの稼働に深刻な影響を及ぼすことから、PECS本稼働後は該当者に対してPECS登録の取消を行う予定です。この場合、それまでに付与された研修受講単位すべてが消去されることになります。

４．誤って入力された薬剤師名簿登録番号等の修正措置は、現在無料で行っておりますが、措置には経費を要することから、本稼働後は手数料の支払いが必要になります。手数料の金額は未定ですが、自主的申告の場合と当財団からの指摘の場合との２段階で設定となります。